

令和7年(才)第903号 損害賠償請求(国家賠償請求)上告事件

上告人 江口 大和

被上告人 国

上告理由補充書(3)

令和7年10月31日

最高裁判所 御中

上告人訴訟代理人 弁護士 宮 村 啓 太

同 弁護士 趙 誠 峰

同 弁護士 高 野 傑

上告理由1(黙秘権に関する憲法38条1項の解釈の誤り)を下記のとおり補充する。

記

上告理由書(2)において、憲法38条1項を正しく解釈すれば、黙秘権を行使している被疑者に取調べを強制することは許されないことを詳細に論じた。

このことは、心理学の知見を踏まえるといっそう明らかになる。本書面に添付する大橋靖史氏の意見書では、黙秘している被疑者に強制的に取調べを受けさせて「圧力」に晒すことの問題点が詳細に指摘されている。その問題点は、江口氏に対する川村検察官による取調べに顕著に表れている。このような「圧力」を強いられる事態は、供述するか意思決定の自由を保障する黙秘権の趣旨に真っ向から反する。

黙秘権を行使している被疑者に取調べを強制することは黙秘権侵害である旨の解釈が示されるべきである。

添付資料

大橋靖史氏の意見書

1通

以上

意見書

－心理学からみた、黙秘している被疑者に対する
取調べの「圧力」の問題－

令和7年10月31日

淑徳大学 大橋 靖史

目 次

0. はじめに

第1部 取調べ技法、及び、証言・自白研究にみる「圧力」

1. 取調べ技法からみた圧力

- 1-1 リード・テクニックにおける取調べの「圧力」
- 1-2 リード・テクニックにおける取調べの圧力の問題点

2. グッドジョンソンの証言研究からみた圧力

- 2-1 グッドジョンソンの証言研究における取調べの「圧力」
- 2-2 グッドジョンソンの証言研究における取調べの圧力の問題点

3. 浜田の自白研究からみた圧力

- 3-1 浜田の自白研究における取調べの「圧力」
- 3-2 浜田の自白研究における取調べの圧力の問題点

4. 取調べ技法、及び、証言・自白研究からみた「圧力」の問題と考慮すべき点

第2部 江口氏への取調べにおける「圧力」の問題

5. 長時間にわたる取調べから生じる「圧力」

6. 黙秘の遮断の繰り返しから生じる「圧力」

7. 尋問者による心理的・戦術的な「圧力」

8. おわりに

文献

0. はじめに

本意見書は、そのタイトル「心理学からみた、黙秘している被疑者に対する取調べの『圧力』の問題」が示す通り、刑事司法における取調べの過程で、特に黙秘権を行使している被疑者に対し、心理的な「圧力」がいかにかに作用し、その結果として得られた供述の任意性や信用性にいかなる影響を及ぼすのかを供述心理学の見地から分析・考察するものである。

まず、第1部では、本意見書の基礎となる理論的背景を確立する。具体的には、世界的に知られる取調べ技法であるリード・テクニック (Reid Technique) における「圧力」の構造を解き明かし、さらに、グッドジョンソンや浜田らによる法心理学の知見、すなわち証言・自白研究から、取調べによる心理的影響が被疑者の記憶や供述にどのように作用し、誤った自白を生み出すリスクについて多角的に検討する。これにより、単なる物理的な暴力だけでなく、長時間拘束や心理的誘導といった要因が「圧力」を構成する理論的な枠組みを提示する。

そして、第2部では、この理論的分析を「江口事件」における江口氏への取調べの具体的事実に適用する。本件においては、黙秘を続ける被疑者に対する取調べがいかにかに行われたか、その過程を検証することが極めて重要である。具体的には、連日にわたる長時間の取調べ、黙秘の権利を尊重せずその意図を事実上遮断するような尋問の繰り返し、そして尋問者側が用いた心理的・戦術的な働きかけといった要素が、江口氏の心理状態にどのような重圧を与え、供述過程全体に影響を及ぼしたのかを検討する。

本意見書は、江口氏の取調べにおける具体的な「圧力」要因を心理学的に解明し、供述を得るための捜査官の言動の過程を科学的に評価することで、公正な判断の一助となることを目的として作成されたものである。

第1部 取調べ技法、及び、証言・自白研究にみる「圧力」

1. 取調べ技法からみた圧力

現在、世界で利用されている取調べ技法は、リード・テクニックと PEACE モデルの2つに大別される。リード・テクニックは取調べの圧力を利用し、自白を引き出すことに主眼をおいた手法であり、一方、PEACE モデルは適切な情報を得ることに主眼をおいた手法である。今回分析の対象とする黙秘している被疑者に対する取調べでは、黙秘をしている被疑者に供述を行わせることに主眼がおかれていることから、前者のリード・テクニックと同様に「圧力」を用いた取調べがなされたことが考えられた。

そこで、リード・テクニックにおける「圧力」とはどのような圧力なのか明らかにしたうえで、そうした圧力の問題点について検討する。

1-1 リード・テクニックにおける取調べの「圧力」

リード・テクニック (Reid Technique) は、アメリカで開発された、被疑者から自白を引き出すことを主目的とした尋問手法である。この手法は、自白を唯一の目的とすることで、被疑者に対して心理的な圧力をかけ、防御を崩し、最終的に罪を認めるように仕向けるための、体系化された9つのステップから構成されている(Inbau et al., 2013)。

この手法における「圧力」とは、身体的な暴力ではなく、被疑者の心理的・情緒的な側面に働きかけることで生じるものがある。以下に、リード・テクニックが被疑者にかかる具体的な心理的圧力について、その技法と関連付けながら検討する。

リード・テクニックは、主に以下の3種類の心理的圧力を被疑者にかけることで、自白を誘導しようとする。

① 孤立化と支配による無力感の圧力

リード・テクニックの第一段階は、非難 (Direct Confrontation) から始まる。

- 密室での尋問：尋問は、照明を落とすなどして外界から完全に遮断された環境 (密室) で行われる。これは、被疑者から心理的な安全基地や逃げ場を奪い、孤立感と不安を増幅させる。被疑者は、この部屋と尋問者の存在に完全に支配されていると感じ、無力感に苛まれる。
- 尋問者による確信の提示：尋問者は、尋問開始直後から「我々はあなたがやったことを知っている」と確信を持って被疑者に罪を告げる。これは、被疑者の反論を許さない一方的なメッセージであり、精神的な防御を初期段階で崩すことを目的としている。この行為は、被疑者に「もはや無駄だ、抵抗しても意味がない」という無力感を植え付ける。

② 罪悪感の低減と合理的弁解の誘発による認知的な圧力

尋問者は、被疑者が自白に至るための心理的な「橋渡し」を築くために、一見すると被

疑者を擁護するような手法を用いる。

- 道徳的な再構成（テーマ開発）：尋問者は、犯罪行為を容認できる、あるいは理解できる行為として捉え直す「テーマ開発」（Theme Development）を行う。例えば、「事故だったのでしょうか」「家族を守るためだったのですね」「計画的ではなく、つい衝動的に」といったように、犯罪の深刻さを低減させる弁解を提供する。
このアプローチは、被疑者が罪を認めることに対する道徳的な障壁を下げる（罪悪感を軽減する）効果を狙っている。被疑者は、自分の行為を合理化する余地を与えられることで、嘘をつき続けることの心理的コストが、自白することのコストを上回るような認知的な葛藤を強いられることになる。
- 「良い尋問者・悪い尋問者」の対比（場合によって）：尋問者が二人組で役割を分担する場合、威圧的で敵対的な尋問者（悪い尋問者）と、同情的で理解を示す尋問者（良い尋問者）を対比させることで、被疑者の「良い尋問者」への依存心や信頼を引き出し、その人物に話す方が安全だと感じさせる圧力となる。

③ 反論と離脱の機会の否定による持続的な疲労の圧力

リード・テクニックは、被疑者が尋問から逃れることや、自分の主張を通すことを徹底的に困難にする。

- 反論の遮断：被疑者が「私はやっていない」と否認しようとする発言（Denials）は、尋問者によって繰り返し、すぐに遮断される。これは、被疑者に「否認しても聞いてもらえない」という疲労感と絶望感を与える。
- 離脱の防止：尋問者は、被疑者が会話のトピックを変えようとしたり、尋問を中断しようとしたりする試みを、執拗に、かつ巧妙に防止する。この長時間にわたる持続的な心理的負荷は、被疑者の判断力を低下させ、自白という形で尋問を終わらせたいという欲求（離脱の圧力）を生み出す。

リード・テクニックは、その自白獲得の有効性から長らく使用されてきたが、近年では、高い確率で虚偽の自白を誘発するという深刻な問題点から、多くの批判にさらされている（Kassin et al., 2010; O'Connell, 2016）。

特に、「罪悪感の低減」と「反論の遮断」は、精神的に脆弱な被疑者や未成年者に対して不当な圧力をかけ、自己防衛的な思考を麻痺させることで、事実とは異なる自白を引き出す主要な要因とされている。このため、自白を主目的とするこの手法は、記憶の正確な引き出しを目的とする認知面接とは対極に位置づけられ、心理的な操作に基づく尋問法として、その倫理性が問われている。

1-2 リード・テクニックにおける取調べの圧力の問題点

リード・テクニック（Reid Technique）は、自白の獲得を主要な目的とする、アメリカで開発された尋問手法である。その構造は、被疑者に対して意図的に心理的・情緒的な圧

力をかけ、防御を崩して自白へと誘導する点に特徴がある。この「圧力」は、虚偽の自白の誘発という深刻な問題を引き起こすため、多くの法心理学者や倫理学者から批判を受けている。

リード・テクニックの「圧力」がもたらす最も重大な問題は、無実の人が罪を認めてしまう虚偽の自白 (False Confessions) を誘発するリスクが高いことにある。この手法は、被疑者の心理状態を操作することに重点を置くため、真実の探求よりも自白の獲得を優先してしまう。

以下、リード・テクニックに用いられる「圧力」がもたらす問題点について、具体的な手法と関連付けながら論じる。

① 隔離と確信の提示による心理的無力化の圧力

尋問は、密室で行われ、被疑者を外部からの支援や安心感から完全に隔離する。尋問者は、開始直後から「我々はあなたがやったことを知っている」と被疑者の有罪を確信しているかのように断定 (非難) する。

この手法は、被疑者に強烈な孤立感と不安を与え、「もはや抵抗は無意味である」という心理的無力感を植え付ける。特に、未成年者や知的障害を持つ者、精神的に脆弱な者は、この圧倒的な圧力に直面すると、尋問を終わらせたい一心で、真実ではない自白をしてしまう可能性が高まる。これは強制された自白 (Coerced Compliant Confessions) の主要な原因となる。

② 罪の低減化 (テーマ開発) による認知的な歪曲の圧力

尋問者は、「テーマ開発」の過程で、犯罪行為を計画的ではない、理解できる、あるいは道徳的に許容できる行為として再定義する合理的弁解を被疑者に提示する (例: 「これは事故だったのですね」「あなたにもやむを得ない事情があったのでしょうか」)。

この手法は、自白することの道徳的な重さを軽減するように被疑者を誘導する。被疑者は、自白がもたらす長期的な結果 (有罪判決など) よりも、「自白すれば、尋問が終わる」「尋問者は自分に同情的である」といった目先の利益に焦点を合わせるようになる。そして、これにより、尋問者が提供した弁解を「真実」として受け入れ、自己を説得し、内在化された虚偽の自白 (Coerced Internalized Confessions) に至るリスクが生じることになる。

② 反論の遮断と離脱の否定による持続的な疲労の圧力

被疑者が「私はやっていない」と否認しようとする発言は、尋問者によって繰り返し、かつ即座に遮断される。また、尋問は数時間にわたって継続されることが多く、被疑者に休憩や飲食の機会が与えられない場合もある。

こうした否認の権利の剥奪は、被疑者に「真実を主張しても無意味だ」という諦念を生

じさせる。長時間にわたる持続的な心理的・身体的疲労は、注意力と判断力を著しく低下させ、尋問を終えるための手段として自白を選択させるコンプライアンス（迎合）を引き起こす主要因となる。

なお、リード・テクニックの「圧力」の問題点を克服するため、イギリスなどで開発された PEACE モデルのような尋問手法が注目されている。次の表は、リード・テクニックと PEACE モデルを比較したものである。

表1 リード・テクニックと PEACE モデルの比較

項目	リード・テクニック (Reid Technique)	PEACE モデル
主要な目的	自白の獲得	正確で信頼できる情報の収集
尋問の姿勢	断定・非難的（有罪前提）	倫理的・中立的（調査的）
圧力の有無	高圧的（心理的操作、否認の遮断）	非高圧的（傾聴と情報の検証）
結果のリスク	虚偽の自白	自白獲得率は低い、情報の信頼性が高い

2. グッドジョンソンの証言研究からみた圧力

リード・テクニックと対照的な取調べ技法として、PEACE モデルを挙げたが、この技法を開発し発展させてきたイギリスでは、それ以前から、証言研究が行われてきた。その中でも著名な研究者の一人に、ギスリー・グッドジョンソン (Gisli H. Gudjonsson) がいる。

そこで以下、このグッドジョンソンによる証言研究の枠組みから、取調べの圧力について検討する (Gudjonsson, 1992, 2018)。

2-1 グッドジョンソンの証言研究における取調べの「圧力」

先述したように、ギスリー・H・グッドジョンソンは、イギリスの著名な供述心理学者 (Forensic Psychologist) であり、主に虚偽の自白、尋問の心理学、そして供述の暗示性 (Suggestibility) の研究で知られている。彼の研究における「圧力」とは、尋問環境や尋問者の行為から生じる心理的な強制力を指し、これが供述、特に自白の信頼性に影響を与える核心的な要因として位置づけられている。

グッドジョンソンは、自身の臨床経験と研究に基づき、この「圧力」がどのように働き、いかに虚偽の自白を誘発するかを体系的に論じている。

グッドジョンソンの研究における「圧力」(Pressure) は、単に尋問者の物理的な威圧だけでなく、被疑者の意思決定の自由を奪い、迎合や服従を促すあらゆる心理的・状況的な

強制力を包括している。

彼は、「圧力」が被疑者に作用するメカニズムを、特に次の二つの心理的特性との関連において探究してきた。

(1) 供述の暗示性 (Suggestibility) : 質問や情報提供によって、自分の記憶や供述を変えてしまう傾向。

(2) 供述の迎合性 (Compliantness) : 尋問を終わらせたい、あるいは尋問者から与えられる利益を得たいという動機から、真実ではない供述をしてしまう傾向。

彼の理論体系において、「圧力」は主に以下の2つの形態で具体的に現れる。

① 状況的・環境的な圧力

尋問が行われる物理的な環境や手続きから生じる圧力を指す。

- 隔離 (Isolation) : 尋問が外界から遮断された密室で行われること。これにより被疑者は支援のない状態に置かれ、不安や恐怖が増大する。
- 長期化 (Length and Persistence) : 長時間にわたる執拗な尋問や、休憩・睡眠の不許可。これにより被疑者は疲労困憊し、判断能力が低下する。
- 情報遮断 : 弁護士との接見や、外部世界からの情報の提供が制限されること。

② 尋問者による心理的・戦術的な圧力

尋問者が自白を引き出すために意図的に用いる戦略や技術から生じる圧力を指す。これは、リード・テクニックのような自白志向の尋問手法に顕著に見られる。

- 非難と確信の提示 : 尋問開始直後から、尋問者が被疑者の有罪を断定的に主張すること (「我々はあなたがやったことを知っている」)。これにより、被疑者の否認の試みを無効化し、防御を崩す。
- 最小化 (Minimization) : 犯罪行為を事故や衝動的な行為として矮小化し、自白の道徳的な重さを軽減させること (「悪い人ではない」「誰でもやることだ」といった示唆)。
- 最大化 (Maximization) : 証拠を誇張したり、犯行の深刻さを過度に強調したりして、自白しない場合の法的結果の重大さを被疑者に恐れさせること。
- 否認の遮断 : 被疑者が「私はやっていない」と主張する試みを繰り返し、強制的に中断させること。これにより、被疑者は「真実を主張しても無意味だ」という無力感に陥ることになる。

グッドジョンソンは、自身の研究を裏付けるために、実際にイギリスの刑事事件で発生した虚偽自白の事例を分析し、尋問時の「圧力」の客観的評価を可能にする心理テストを開発した。

また、彼は、供述の迎合性 (Compliantness) が高い被疑者は、「尋問を終わらせたい」

「尋問者に協力して有利な立場になりたい」という動機が強くなるため、高圧的な尋問に対して抵抗できずに自白しやすいことを示した (Gudjonsson, 1992)。

更に、彼は、供述の暗示性 (Suggestibility) を測定する心理テストである Gudjonsson Suggestibility Scale (GSS)を開発した。このテストは、被疑者が尋問者の誘導的な質問や圧力に対して、いかに容易に供述内容を変えてしまうかを客観的に評価するテストである。このテストを用いることにより、知的障害や学習障害を持つ人々は、一般的な人々に比べて GSS スコアが高く、これは彼らが尋問者の圧力と誘導に対して非常に脆弱であることを意味している。高圧的な尋問は、彼らの誤った記憶 (内在化された虚偽の自白) や迎合的な自白を誘発する主要な要因となる。

グッドジョンソンによる知見は、イギリスやアイスランドにおけるいくつかの著名な誤判事件 (例:「ギルドフォード・フォー」と「マグワイア・セブン」、アイルランド共和軍暫定派 (IRA) による爆破事件に関連して不当に有罪とされた事例、「レイキャビック 6 人組事件」) の再審において、重要な証拠として採用された。彼は、これらの事件の被疑者らが尋問中に受けた圧力と、その結果生じた供述の心理的な特性 (迎合性・暗示性) を評価し、自白の信頼性を科学的に否定した。これらの事例は、高圧的な尋問技術が、いかに虚偽の自白と冤罪を引き起こすかを示す、具体的な証拠として引用されている。

グッドジョンソンの研究は、尋問者が用いる心理的戦術がもたらす害を明確にし、供述の信頼性を科学的に評価する枠組みを提供することで、無実の人々の権利を保護する上で極めて重要な役割を果たした。

2-2 グッドジョンソンの証言研究における取調べの圧力の問題点

グッドジョンソンが指摘する取調べの「圧力」が抱える問題点は、主に虚偽の自白の誘発、証拠の信頼性の低下、そして特定の脆弱な集団への不当な影響の三点に集約される。彼の研究は、リード・テクニクのような自白志向の尋問手法が持つ倫理的・法的な欠陥を科学的に裏付けるものであり、刑事司法制度の公正性に関わる深刻な問題を示唆している。

彼が問題視する「圧力」(隔離、長期化、否認の遮断、最大化/最小化などの戦術的強制) は、無実の人々から虚偽の自白を引き出す主要な要因となる。彼は、虚偽の自白をそのメカニズムに基づき二つの主要なタイプに分類し、それぞれが圧力によってどのように生じるかについて論じている。

① 迎合的な虚偽の自白 (Coerced-Compliant False Confessions)

これは、被疑者が内面的には無実だと知りながらも、尋問者の圧力に屈し、その場を切り抜けるため、あるいは尋問者が提示する目先の利益 (例: 尋問の終了、より軽い罪の示唆) を得るために、真実ではない自白をすることを指す。

グッドジョンソンの研究における「圧力」の大部分は、このタイプの自白を誘発する。

特に、否認の執拗な遮断と尋問の長期化は、被疑者に極度の疲労と絶望感を与え、「自白することが唯一の脱出手段である」という認知的・情緒的な判断ミスを引き起こす。迎合性の高い被疑者（Gudjonsson Compliantness Scale, GCS で高得点を取る者）は、この圧力に対して特に脆弱である。

② 内在化された虚偽の自白（Coerced-Internalized False Confessions）

これは、被疑者が自ら罪を犯したと信じ込んでしまうタイプの虚偽の自白である。尋問者からの執拗な非難、証拠の誇張（最大化）、そして詳細な情報（尋問者から提供されたもの）の提示といった圧力によって、被疑者は自分の記憶に疑いを持ち、最終的に尋問者の「シナリオ」を受け入れてしまう。

供述の暗示性（Suggestibility）の高い被疑者（Gudjonsson Suggestibility Scale, GSS で高得点を取る者）は、尋問者からの情報や誘導によって容易に記憶を歪め、これが内在化された自白につながる。尋問者の「確信の提示」と「最小化」の戦術が組み合わさることで、被疑者は現実と尋問者の提示する虚偽のシナリオとの区別がつかなくなり、誤った記憶（Confabulation）を生み出すことで自白を完成させてしまう。

また、グッドジョンソンの指摘する「圧力」は、自白の真実性という個別的な問題を越え、刑事司法制度全体の捜査の質と公正性に以下のような影響を及ぼす。

① 証拠の汚染（Contamination of Evidence）

圧力下で得られた供述は、尋問者からの情報（犯罪の詳細や動機付けのシナリオ）によって容易に汚染される。例えば、尋問者が犯行に使われた凶器の種類や被害者の服装といった未公開情報を意図的または偶発的に被疑者に示唆した場合、その後の自白にこれらの情報が含まれていても、それは自白が真実である証拠とはならない。自白が「汚染」されることで、捜査当局は本来の捜査対象である真犯人の探求から逸脱し、誤った方向に資源を集中させることになる。

② 真実の探求の放棄

リード・テクニックに代表される圧力的な尋問手法は、自白の獲得を究極のゴールとする。一度自白が得られると、捜査当局はしばしば自白の真実性を深く検証することなく捜査を終了させる。こうした確認バイアス（Confirmation Bias）は、後の裁判で自白の信頼性が問われた際に、本来見つかるはずだった被疑者の無実を証明する証拠（Exculpatory Evidence）が軽視されるか、あるいは見落とされる原因となる。

さらに、グッドジョンソンの研究は、「圧力」がすべての被疑者に均等に作用するわけではないという重要な問題を提起している。特に未成年者、知的障害や学習障害を持つ

者、および精神的な問題を抱える者は、この圧力に対して極めて脆弱である。

① 知的障害や学習障害を持つ人々への影響

グッドジョーンソンは、知的能力の低い人々が、尋問者の権威と執拗な圧力に抵抗する能力が著しく低いことを示した。彼らは、複雑な質問や誘導的な質問を理解したり、自分の権利を主張したりすることが困難である。結果として、迎合的な自白や暗示による内在化された自白に陥るリスクが格段に高くなる。彼らの高い GSS スコアは、尋問者が提示する虚偽の情報を容易に受け入れてしまう傾向を客観的に示している。

② 未成年者への影響

未成年者は、発達途上にあるため、長期的な結果を予測する能力や、権威（尋問者）に対して抵抗する能力が低い。したがって、圧力的な環境下では、すぐに尋問を終わらせたという動機が大人よりも強くなる傾向がある。グッドジョーンソンの研究は、未成年者の供述の迎合性が高いことを示しており、高圧的な尋問が彼らの基本的な判断能力を奪い、迎合的な虚偽自白を誘発する最大の危険因子であるとしている。

③ 倫理的・人権上の問題

グッドジョーンソンが研究対象とした「圧力」は、尋問における倫理的基準と人権保障の観点からも問題がある。高圧的な尋問は、被疑者が自由意志に基づいて供述する権利を侵害し、拷問や非人道的な扱いに匹敵する心理的苦痛を与える可能性がある。彼の研究成果は、イギリスにおいて尋問の全面的な録画・録音の導入、および PEACE モデルのような倫理的かつ情報収集志向の尋問手法への移行を強く促す根拠となった。

グッドジョーンソンの研究は、「圧力」が供述の信頼性を決定づける核心的な要素であることを明確に示し、虚偽の自白による誤判の防止のためには、取調べの現場から高圧的な手法を排除することが不可欠であるという結論を導き出した。

3. 浜田の自白研究からみた圧力

ここまで、海外の研究を中心に、取調べの「圧力」の問題について検討してきたが、我が国の取調べ状況を踏まえた、取調べの「圧力」に関する研究もある。その代表的な研究者が供述心理学者の浜田寿美男による自白研究である(浜田, 1992, 2001)。

3-1 浜田の自白研究における取調べの「圧力」

浜田寿美男は、日本の著名な供述心理学者であり、特に子どもや弱者の供述・記憶の信頼性に関する研究で知られている。彼の研究における「圧力」とは、尋問環境や尋問者の行為から生じる、供述者の真実を語る自由な意志を歪め、迎合的な供述や虚偽の自白を誘

発するあらゆる心理的強制力を指す。

先述したグッドジョンソン (Gudjonsson) が欧米の尋問技術 (リード・テクニックなど) の分析を主に行ったのに対し、浜田は、日本の警察・検察による取調べの実態と、そこから生じる供述心理の歪みを、「物語の完結」や「供述構造」といった独自の概念を用い分析した。

浜田がその著書や研究で詳細に論じる取調べの「圧力」は、欧米でいう「高圧的 (Coercive)」な手法だけでなく、以下に示すような、日本の取調べ文化に根差した、より巧妙で浸透的な心理的強制を含んでいる。

① 人間関係の操作による心理的依存の圧力

日本の取調べの伝統的な特徴として、尋問者が被疑者に対して「親身な態度」や「情緒的な共感」を示すことで、擬似的な人間関係を築こうとする手法がある。

- 「情」の操作：尋問者は、被疑者の境遇に同情し、個人的な悩みに耳を傾けるといった行動を通じて、被疑者との間に情緒的な絆や負い目を作ろうとする。
- 圧力の作用：この手法は、被疑者に「尋問者に迷惑をかけられない」「この人に協力したい」という心理的な依存や迎合性を生じさせる。尋問者は、この関係性を利用して、「あなたがやったことを素直に話せば、私たちもあなたのために動ける」といった形で自白を促す。これは、「人間関係」という見えにくい形態の圧力であり、被疑者に「自白＝尋問者への報い」という誤った認知を生じさせる。

② 物語の完結要求による認知的圧力

浜田は、人間の記憶は断片的であり、供述は必ずしも筋の通った「物語」として提示されるわけではないことを指摘する。しかし、日本の取調べでは、尋問者が事件の「完全な物語」(動機、犯行手口、結末までが筋道立ったストーリー) を被疑者に要求する傾向がある。

- 「完結」の強制：尋問者は、被疑者の供述に矛盾や欠落がある場合、それを「嘘」と断定し、完全で「筋の通った供述 (=自白の物語)」を完成させるよう執拗に求める。
- 「圧力」の作用：この圧力は、被疑者に「自分の供述を納得してもらうためには、尋問者が望む物語の穴を埋めなければならない」という認知的な負荷をかける。特に、記憶が不確かであったり、事件に関与していない無実の者であっても、この「完結への要求」に屈し、尋問者が提示するシナリオを受け入れて、虚偽の物語 (自白) を作り上げてしまうことがある。これは、浜田が重視する「物語の力」による圧力である。

③ 否認の困難化と閉鎖空間による状況的圧力

密室での長時間にわたる取調べは、被疑者の防御機制を崩すための状況的・環境的な「圧力」の典型である。

- 密室・長期化：外部との接触が遮断され、弁護士の立会いもない環境で、被疑者は尋問者の権威に完全に晒される。休憩や睡眠の制限といった肉体的・精神的な疲労は、抵抗力を奪い取る。
- 「自白＝解放」の示唆：尋問者は、自白をすれば「取調べが終わり、解放される、あるいは有利な扱いを受けられる」という期待を被疑者に抱かせる。これは、取調べからの「離脱」を自白の対価とするという、強力な迎合的な圧力となる。

浜田の研究は、上記のような「圧力」が、特に脆弱な集団に対して虚偽の自白をいかに容易に誘発するかを明らかにした。

① 子どもの供述・記憶への影響

浜田は、子どもが尋問者の意向に迎合しやすい傾向を強く持つことを指摘している。大人の権威や「情」の圧力に対して、「この場を収めたい」「怒られたくない」という動機から、尋問者が期待する物語を語ってしまう。

鑑定事例では、虐待や性犯罪の捜査において、子どもの供述が誘導的な質問や尋問者の「わかってあげたい」という過度の関与によって容易に汚染され、真実とは異なる供述（あるいは虚偽の自白）が作り上げられるプロセスを分析している。これは、子どもが「物語を完結させる」力が弱く、それを外部の力で補おうとする傾向と関連している。

② 「供述構造」の歪みと真実性の判定

浜田は、真実の供述は、しばしば曖昧さ、断片性、自己修正といった特徴を持つ、「破綻した」構造をしているのに対し、「圧力」下で作られた虚偽の自白は、筋が通りすぎた「完璧な物語」の構造を持つことを示唆した。

日本の司法現場では、筋の通った完璧な供述が「信頼できる供述」として評価されがちである。しかしながら、浜田の研究は、この「完璧さ」こそが、尋問者による圧力を通じた「物語の押し付け」の産物である可能性を指摘している。

浜田が論じた取調べの「圧力」は、人間関係の操作や物語の強制といった、密室の取調べでなければ成立しない、高度に心理的な強制力である。こうした「圧力」は、被疑者に「自白しないと解放されない」「尋問者の要求に応じなければならない」という強い動機を生じさせ、結果として虚偽の自白を誘発する。

彼の研究は、日本の刑事司法における密室の取調べの危険性を明確にし、取調べの全過程の録音・録画（可視化）の必要性を強く訴える根拠となった。取調べの「圧力」を可視化することで、自白の真実性が客観的に評価可能となり、無実の人がその圧力に屈して罪

を認めてしまうという冤罪のリスクを低減することが、彼の研究の最大の貢献の一つである。

3-2 浜田の自白研究における取調べの圧力の問題点

浜田の証言研究における取調べの「圧力」が抱える問題点は、主に供述の真実性の低下、冤罪の発生と捜査の質の劣化、そして日本の取調べ文化に根差した倫理的欠陥の3点にある。彼の分析は、密室で行われる取調べが、供述者に「真実」とは異なる「物語」の完成を強制することで、いかに深刻な司法上の問題を引き起こすかを指摘している。

浜田が指摘する「圧力」の最大の問題は、以下に示すように、供述の心理的構造を歪めることで、供述が事件の真実を反映しなくなることにある。

① 迎合による虚偽の物語の生成

浜田が詳細に分析するのは、尋問者による「情」の操作や人間関係の操作から生じる迎合的な圧力である。

この問題点は次の点にある。被疑者が尋問者に対して心理的な負い目や依存心を抱くと、「尋問者の期待に応えたい」「この人間関係を壊したくない」という動機が、真実を語る動機を上回ることになる。これにより、被疑者は内面的な真実とは無関係に、尋問者が望む自白の物語を自ら作り上げてしまう。これは、「迎合的な虚偽の自白」の典型であり、真実性という観点から、その供述は証拠としての価値を失うことになる。

② 「物語の完結」要求による記憶の歪曲

我が国の取調べでは、供述に筋の通った完璧な「物語」の構造が求められる。浜田は、人間の自然な記憶は断片的で、曖昧な部分を含むにもかかわらず、尋問者とその破綻を許さずに「物語の完成」を強要することを問題視する。

この問題点は次の点にある。認知的圧力にさらされた被疑者は、記憶の穴や曖昧な部分を埋めるために、尋問者からの示唆（情報）や、その場しのぎの空想を組み込む。結果として生成される供述は、論理的には完璧に見えても、その内容は真実の記憶ではなく、尋問者と被疑者によって共同で作られられた虚偽の「物語」となってしまう。これは、供述者が自ら虚偽を語ったと認識しない「内在化された虚偽の自白」につながる危険性も内包している。

更に、浜田の指摘する「圧力」は、以下の点において、個別事件における供述の歪みだけでなく、刑事司法制度全体における公正性の基盤を脅かしている。

① 捜査の集中と証拠の歪曲（確証バイアス：Confirmation Bias）

一旦、圧力によって自白という「完璧な物語」が得られると、捜査当局はその自白を事

件の真実として固定化してしまう。

こうした「自白ありき」の姿勢は、確証バイアスを強く招くこととなる。捜査の焦点は、真犯人の探求から自白の内容を補強する証拠の収集へとシフトし、被疑者の無実を示す証拠や、自白と矛盾する事実は意図的に無視されたり、軽視されたりする。浜田が問題視する密室での「圧力」は、捜査の目的を真実の発見から自白の獲得へとすり替えてしまうことで、真犯人が野放しとなり、無実の人が罰せられるという深刻な冤罪リスクを恒常化させることになる。

② 脆弱な集団への不当な負荷

先述したグッドジョンソンと同様に、浜田も子どもや知的障害者、精神的に問題を抱える人々が、尋問の「圧力」に対して極めて脆弱であることを示した。

我が国の取調べにおける情緒的な操作や「情」の圧力は、権威に迎合しやすいという子どもの心理特性に対して特に強力に作用することになる。子どもたちは、大人の尋問者が示す「わかってあげたい」という態度や、威圧感から逃れたい一心で、尋問者の要求する物語を容易に受け入れてしまいがちである。これは、彼らの供述や自白の信頼性を著しく低下させるだけでなく、子どもの人権を侵害する重大な問題である。

浜田の分析の核は、日本の取調べが長らく「自白偏重」であり、密室・弁護人不在の環境が「圧力」を温存させてきたという、文化的な側面にある。

① 密室の不透明性と「情」の倫理的曖昧さ

我が国の取調べの多くは、録音・録画が限定的な環境、すなわち密室で行われる。この環境こそが、浜田が指摘する「情」の操作や人間関係の操作といった、表面化しにくい心理的圧力を可能にしてきた。

そのため、尋問者がどのような言動で被疑者に圧力をかけたかを外部から検証することが極めて困難である。尋問者が「親身になって話を聞いた」と主張しても、それが実際には「自白しないと裏切り者だ」「あなたのためにならない」といった心理的な脅迫を含んでいた場合、その証拠は残らない。こうした不透明性は、自白の真実性を検証する司法の機能を麻痺させることになる。

② 「供述調書の作成」と真実の乖離

我が国の刑事手続きでは、供述は供述調書という形で文書化される。そして、この調書は、尋問者が作成し、被疑者が署名・押印をもって「承認」する形式をとる。

浜田は、こうした調書の作成プロセス自体に「物語の完結」を強いる圧力がかかっていると指摘する。尋問者は、供述を「論理的で」「完璧な」物語に「整形」し、被疑者はその内容が自分の記憶と完全には一致しなくとも、「取調べを終わらせたい」「尋問者との軋

轢を避けたい」という圧力から、調書に署名してしまう傾向がある。これにより、法廷で提出される「証拠」としての供述は、取調べの「圧力」によって著しく加工されたものとなり、真実から大きく乖離してしまう。

浜田が論じた取調べの「圧力」が抱える問題点は、単なる尋問技術の瑕疵ではなく、日本の刑事司法の構造的な欠陥を浮き彫りにしている。「情の操作」や「物語の完結要求」といった巧妙な圧力は、特に脆弱な被疑者の真実を語る自由な意思を奪い、虚偽の自白、ひいては冤罪を生み出す温床となってきた。

彼の研究成果は、この「圧力」を排除し、供述の真実性を確保するためには、取調べの全過程の可視化（録音・録画）と、尋問の目的を「自白の獲得」から「真実かつ信頼できる情報の収集」へと根本的に転換する必要性を強く示している。

4. 取調べ技法、及び、証言・自白研究からみた「圧力」の問題と考慮すべき点

供述心理学からみた取調べの「圧力」が抱える問題点は、主に虚偽の自白の誘発、脆弱な被疑者への不当な影響、そして刑事司法制度の公正性の低下の3点に集約される。リード・テクニクといった取調べ技法、及び、グッドジョンソン、浜田寿美男といった著名な研究者による研究は、自白獲得を目的とする尋問手法が、被疑者の心理を操作する「強制力」となることを示している。

尋問における「圧力」は、無実の人が罪を認めてしまう虚偽の自白を高い確率で誘発する最大の問題を抱えている。この圧力は、身体的暴力ではなく、被疑者の防御機制を崩す心理的・状況的な強制力として作用する。

- 状況的な圧力: 密室での隔離、否認の執拗な遮断、そして長時間にわたる尋問による疲労などが、「自白すれば解放される」という迎合的な動機（離脱の圧力）を生じさせる。
- 認知的な圧力: 尋問者による有罪の確信の提示や、犯罪行為を矮小化する罪の低減化（テーマ開発）は、被疑者の罪悪感の障壁を下げる。浜田は、日本の取調べにおける「物語の完結」要求が、被疑者に虚偽の情報を組み込ませ、内在化された虚偽の自白（自ら罪を犯したと信じ込む状態）を生じさせる危険性を指摘している。

また、「圧力」は、すべての被疑者に均等に作用せず、特に未成年者、知的障害者、および精神的に脆弱な者に対して不当に強力に作用する。

- 心理的脆弱性: グッドジョンソンは、供述の暗示性（Suggestibility）や迎合性（Compliantness）が高い被疑者ほど、尋問者の誘導や圧力に屈しやすく、虚偽の自白リスクが高いことを、心理テストによって客観的に示した。
- 「情」の操作: 浜田は、日本の取調べにおける「情の操作」や情緒的な共感が、権威に迎合しやすい子どもの心理特性などに強く作用し、真実を語る自由な意思を歪める見えにくい形態の圧力となることを指摘している。

このように「圧力」は取調べにおいて重要な意味を持つが、供述心理学の視点から取調べにおいて考慮すべき「圧力」は、主に以下の3つのカテゴリーと、それに付随する脆弱性への配慮に分類される。特に、自白の真実性を歪める心理的・状況的な強制力が重要視されている。

① 隔離と支配による状況的圧力

この種の圧力は、被疑者を外部から遮断し、抵抗を困難にする環境から生じる。

- 密室・隔離の圧力：尋問が外部から完全に遮断された密室で行われることで、被疑者から心理的な安全基地や逃げ場を奪い、孤立感と不安を増幅させる。被疑者は、尋問者の存在に完全に支配されていると感じ、無力感に苛まれる。
- 長期化と疲労の圧力：長時間にわたる執拗な尋問や休憩・睡眠の不許可は、被疑者を疲労困憊させ、判断能力を著しく低下させる。これにより、自白という形で尋問を終わらせたいという迎合的な欲求（離脱の圧力）が生じることになる。
- 否認の遮断：被疑者が「私はやっていない」と否認しようとする発言が、尋問者によって繰り返され、すぐに遮断される圧力。これは被疑者に「否認しても聞いてもらえない」という疲労感と絶望感を与え、迎合を引き起こす主要因となる。

② 尋問者による心理的・戦術的な圧力

これは、自白を引き出すために尋問者が意図的に用いる戦略的な強制力である。

- 非難と確信の提示：尋問開始直後から、尋問者が被疑者の有罪を確信しているかのように断定し（非難）、被疑者の精神的な防御を初期段階で崩す圧力。
- 罪の低減化・合理化の圧力：犯罪行為を容認できる、あるいは理解できる行為として捉え直す「テーマ開発」（リード・テクニック）や最小化（Minimization）を用い、罪を認めることに対する道徳的な障壁を下げる圧力。
- 人間関係の操作（「情」の圧力）：尋問者が「親身な態度」や「情緒的な共感」を示し、被疑者との間に擬似的な人間関係や負い目を作ろうとする、日本独特の心理的依存の圧力。
- 物語の完結要求による認知的な圧力：被疑者の供述に筋の通った「完璧な物語」を完成させるよう執拗に求め、記憶の穴を尋問者のシナリオや空想で埋めさせる圧力。

③ 供述者の脆弱性への配慮

「圧力」の影響はすべての人に均等に作用しないため、特に脆弱な被疑者への配慮が不可欠となる。

- 脆弱な被疑者：未成年者、知的障害や学習障害を持つ者、および精神的に問題を抱える者は、圧力に対して極めて脆弱であり、虚偽の自白リスクが格段に高い。
- 心理的特性：供述の暗示性（Suggestibility）が高い被疑者は、誘導的な質問や圧力

によって記憶や供述を変えてしまう傾向がある。また、供述の迎合性(Compliantness)が高い被疑者は、尋問者からの利益を得たい動機から、真実ではない供述をしやすくなる。

これらの圧力は、結果として虚偽の自白を誘発し、証拠の信頼性を汚染し、真犯人の探求を放棄させるという深刻な司法上の問題を引き起こすため、取調べにおいて最も考慮し、排除すべき要素とされている。

第2部 江口氏への取調べにおける「圧力」の問題

5. 長時間にわたる取調べによる「圧力」

江口氏は、長時間にわたる取調べを受けているが（表2）、そのことが「圧力」となり、被疑者である江口氏に対し極度の心理的・身体的負荷をかけ、黙秘権が侵害されたり、虚偽の自白が誘発される要因の一つとして、深刻な問題点を抱えている。

この圧力は、単なる疲労の蓄積にとどまらず、被疑者の判断能力、記憶、そして真実を主張する意志を組織的に破壊し、刑事司法の公正性を根底から損なうものである。それらは、以下のようにまとめられる。

① 心理的・身体的疲労による判断能力の低下

長時間の取調べがもたらす肉体的・精神的な疲労は、被疑者の防御機制を崩し、迎合的な供述を引き出すための直接的な「圧力」として作用する。

- 抵抗力の減衰：取調べが数時間にわたって継続し、休憩や睡眠が十分に与えられない環境下（リード・テクニックや日本の密室取調べの典型的な状況）では、被疑者は疲労困憊し、尋問者の権威や主張に抵抗する精神的エネルギーを失うことになる。
- 判断力の麻痺：極度の疲労状態では、被疑者の注意力と判断力が著しく低下する。これにより、自白がもたらす長期的な法的結果（有罪判決など）と、「自白することで尋問から解放される」という目先の利益とを正確に比較・評価する能力が奪われる。
- 「離脱の動機」の強化：長時間拘束され続けることは、被疑者にとって取調べからの離脱（解放）を最大の目標にさせる。この「離脱の圧力」は強力な迎合の動機となり、「自白することが唯一の脱出手段である」という認知的・情緒的な判断ミスを引き起こし、迎合的な虚偽の自白（Coerced-Compliant False Confessions）の主要な原因となる。グッドジョンソンは、この持続的な圧力と離脱の動機が迎合的な虚偽の自白を生じるメカニズムを詳細に論じている。

② 脆弱な被疑者への致命的な影響

長時間の取調べの圧力は、特に精神的に脆弱な被疑者に対して、より深刻かつ不当な影響を及ぼす。

- 迎合性の増大：未成年者や知的障害・学習障害を持つ人々は、一般の人々に比べて、権威に対して迎合しやすい傾向がある。彼らは、肉体的・精神的な疲労が加わることで、基本的な判断能力を奪われ、尋問者の要求を拒否する能力がさらに低下する。
- 内在化のリスク：長時間の取調べの中で、尋問者による「物語の完結」要求や証拠の誇張（最大化）といった戦術が繰り返されると、疲弊した被疑者は自分の記憶に疑いを持ち、最終的に尋問者の提示する虚偽のシナリオを「真実」として受け入れ

てしまうリスクが高まる。これは内在化された虚偽の自白（Coerced-Internalized False Confessions）につながり、特に暗示性の高い被疑者（高い GSS スコアを持つ者）で顕著である。

表2 江口氏に対する取調べ時間 平成30年10月15日～同年11月5日

	日付 (全て平成30年)	取調べ時間	取調べ時間の合計	取調者
1	10月15日 ※逮捕	0時間11分	0時間11分	川村政史 検事
2	10月16日	0時間38分	0時間49分	
3	10月17日	勾留質問のため取調べなし		
4	10月18日	1時間02分	1時間51分	川村政史 検事
5	10月19日	2時間24分	4時間15分	
6	10月20日	3時間08分	7時間23分	
7	10月21日	2時間57分	10時間20分	
8	10月22日	0時間57分	11時間17分	
9	10月23日	1時間08分	12時間25分	
10	10月24日	4時間54分	17時間19分	
11	10月25日	3時間17分	20時間36分	
12	10月26日	3時間19分	23時間55分	
13	10月27日	2時間39分	26時間34分	
14	10月28日	4時間16分	30時間50分	
15	10月29日	2時間11分	33時間01分	
16	10月30日	0時間30分	33時間31分	
17	10月31日	2時間22分	35時間53分	
18	11月1日	3時間18分	39時間11分	
19	11月2日	3時間52分	43時間03分	片山徳征 副検事
20	11月3日	5時間21分	48時間24分	
21	11月4日	5時間47分	54時間11分	
22	11月5日 ※起訴	3時間00分	57時間11分	
		合計	57時間11分	

※国が本件国賠訴訟で提出した乙1号証（取調べ時間に関する報告書）に基づいて計算した。

※訴状15頁に記載した「開始から終了までの時間」は、上記取調べ時間に加えて一時中断や食事の時間も含めた時間であることに留意されたい。

③ 捜査と司法の公正性の阻害

長期化の圧力は、供述の真実性を損なうことで、刑事司法制度全体の信頼性を低下させる。

- 真犯人探求の停止：長時間にわたる取調べの末、一旦自白という「物語」が得られると、捜査当局はしばしば自白の真実性を深く検証することなく捜査を終了する。この「自白偏重」の姿勢は確認バイアス（Confirmation Bias）を招き、真犯人の探求が停止し、被疑者の無実を示す証拠が軽視されることで、深刻な冤罪リスクを恒常化させる。
- 証拠の汚染：疲労と圧力下でなされた供述は、尋問者からの情報や示唆によって容易に汚染される。その後の自白に未公開情報が含まれていても、それは自白が真実である証拠とはならない。長期的な尋問は、この汚染のリスクを増大させ、法廷で提出される証拠の信頼性を著しく低下させることになる。
- 人権上の問題：グッドジョンソンは、高圧的な尋問が、被疑者が自由意志に基づいて供述する権利を侵害し、拷問や非人道的な扱いに匹敵する心理的苦痛を与える可能性があるとして指摘している。取調べの長期化は、この人権侵害のリスクを増大させる直接的な要因である。

結論として、長時間にわたる取調べの「圧力」は、供述の真実性を歪め、特に脆弱な被疑者の人権を侵害し、冤罪の温床となる深刻な問題である。このため、供述心理学の研究は、取調べの全過程の可視化と、倫理的かつ情報収集を目的とした非高圧的な手法（PEACEモデルなど）への移行を強く推奨している。

6. 黙秘の遮断の繰り返し

取調べの反訳データから、被疑者が明確に表明した「黙秘権」の行使や「これ以上話さない」という意思表示に対し、取調官（川村検事）がこれを「圧力」として機能させる形で執拗に否認・無視しようとしている具体的な言動が繰り返し確認できる。

この「黙秘の否認」という圧力は、供述心理学、特に浜田寿美男氏の研究が指摘する「供述者の真実を語る自由な意思を歪める」強制力として、極めて深刻な問題点を内包している。

また、反訳データには、被疑者（江口）が弁護士として自己の権利を認識し、明確に発言を拒否しているにもかかわらず、取調官がそのスタンスを認めず、対話を強要しようとする以下のやり取りが確認できる。

① 意思表示の即座な否定と要求の回避（2018年10月15日）

被疑者が捜査事実について「事実無根です」と否認した後、供述を拒否する意思を明確に示す。

- 被疑者（江口）：「これ以上の話はしません。あとは弁護士の先生に聞いてください。」

- 取調官（川村検事）：「聞いてくださいって、聞くわけにいかない、弁護士先生に聞くことになるから相談して決めたいっていうことでいいですか。」
- 被疑者（江口）：「いや、もう決まっています。スタンスは決まっています。私からこれ以上お話することはないので、あとは弁護士の先生に聞いてください。」
- 取調官（川村検事）：「で、弁護士の先生に聞くわけにはいかなくて、私は先生からしか事情を聞けないので、うん。それは」

取調官は、「弁護士に聞くわけにはいかない」「私からしか事情を聞けない」と、自己の捜査上の役割を盾に被疑者の供述拒否の意思を否認し、対話を続けることこそが唯一の選択肢であるかのような心理的圧力をかけている。

② 黙秘の価値の低減と脅迫的な論理の展開（2018年10月16日）

翌日の取調べでは、被疑者が「黙秘に入ります」と明確に宣言した後、取調官は黙秘権の行使そのものの価値を貶め、戦略的・倫理的な過ちとして位置づけようとしている。

- 被疑者（江口）：「じゃあ、ここから私、黙秘に入ります。」
- 取調官（川村検事）：「黙秘、完全黙秘ってこと。あんまり意味があると思えない。」
（黙秘権の行使を価値のない行為として貶める）
- 取調官（川村検事）：「身柄取って取り調べのために基本的には身柄取ってるわけで、今日中添えて、どういう事実関係があったのかっていうのを明らかにしたいっていうのは、これ捜査の目的、一番最大の目的なので」（黙秘が勾留の目的を妨げていると示唆し、暗に自白を促す）
- 取調官（川村検事）：「それに付き合う被疑者の人たちの立場に立ったときに、やっぱり身柄拘束が長引いて。」（被疑者本人のみならず、他の関係者や被疑者全体の不利益を暗示し、道義的な圧力をかける）
- 取調官（川村検事）：「被害者側がどう見るのかっていうところが、あの最大の問題だと思ってるし... 被疑者のために本当になってるのか、被疑者の負担という意味でいくとねさっき言ったような。身柄、後続が長期化するとか。」（被害者感情と身柄拘束の長期化をリンクさせ、黙秘を続けることの不利益を強調する）
- 取調官（川村検事）：「やっぱり基本的にはならなくて、説得していくしかないなっていうところだと思うんですけどね。」（黙秘権の行使を認めず、「説得」（=圧力の継続）こそが捜査側の取るべき対応であると公言する）

取調官によるこのような「黙秘の否認」は、浜田が指摘する心理的な強制力そのものであり、以下の深刻な問題点を生じさせることとなる。

① 供述の自発性の破壊と冤罪リスク

黙秘権は、供述の自発性（Voluntariness）を保障する憲法上の権利である。黙秘を否認す

る圧力は、この自発性を根底から破壊することになる。

- 「離脱の圧力」(Pressure to Leave)の最大化：取調官が身柄拘束の長期化と黙秘権の行使を露骨に結びつける言動は、被疑者に「話せばこの苦境から解放される」という「離脱の動機」を強烈に植え付ける。供述心理学において、この動機は迎合的な虚偽の自白(Coerced-Compliant False Confessions)を誘発する最大の要因である。被疑者は罪を認めることで、取調べという苦痛な状況からの脱出を選び、真実とは異なる「物語」を語ってしまう。
- 捜査の目的の転倒：取調官が「身柄取って取り調べのために基本的には身柄取ってる」と発言することは、勾留を自白を引き出すための手段として捉えていることを示唆する。これは捜査の目的を真実の発見から自白の獲得へと転倒させ、黙秘権を侵害し続けることを正当化する危険な論理である。

② 権威による判断の歪曲と情緒的な操作

取調官は、自己の権威と社会的立場を利用し、黙秘を「非合理的で非倫理的な行為」として位置づけることで、被疑者に罪悪感を抱かせようとしている。

- 権利の価値の貶め：「黙秘、完全黙秘ってこと。あんまり意味があると思えない。」という発言は、被疑者に対し、権利の行使自体が無意味であるという認知的な圧力をかけることになる。特に法的知識が乏しい一般の被疑者であれば、この権威ある判断に抗うことが極めて困難になる。
- 「情」と「物語」の強制：取調官は、被害者感情や他の関係者の不利益を持ち出すことで、浜田が論じた「情の操作」を実行している。これは、被疑者に「あなたの黙秘は非人道的である」という情緒的な罪悪感を抱かせ、法的な権利行使を道徳的な裏切りと錯覚させる心理的操作である。

③ 取調べ記録の公正性への疑念

取調官が「説得していくしかない」という姿勢を公然と示すことは、取調べ記録(反訳データ)の公正な評価を困難にする。

取調官の頭の中にある「自白という最終的な物語」への固執は、その後の取調べが真実の探求ではなく、目標達成のための強圧的なプロセスであったことを強く示唆する。その結果として得られた供述は、自発性の欠如という致命的な問題を抱えることになり、証拠としての価値を著しく損なうことになる。

したがって、この「黙秘の否認」という圧力は、被疑者の人権保障と供述の真実性という、刑事司法における二つの根幹的な要素を同時に脅かす、最も深刻な問題の一つであると言える。

7. 尋問者による心理的・戦術的な「圧力」

取調べ反訳データには、被疑者（江口氏）が黙秘権を行使し、供述を拒否している状況下で、取調官（川村検事）が「人間関係の操作」や「情（情緒）」の圧力を組織的に用いる具体的な言動が繰り返し現れている。これらの心理的・戦術的な圧力は、供述の真実性を歪めるだけでなく、被疑者の人権と刑事司法の公正性を根底から揺るがす深刻な問題点を抱えている。

取調官の言動は、被疑者の防御機制を崩し、罪悪感と社会的責任感を刺激し、以下の方法により、最終的に「自白（供述）」を選択せざるを得ない心理状態に追い込むことを目的としている。

① 「情」の圧力：被害者感情と道義的責任の利用

取調官は、被疑者個人の法的責任を超え、道義的な罪悪感を植え付けるために、外部の要因を持ち出している。

- 被害者感情の利用と社会的非難：「当然ね一番の最大の問題はやっぱり被害者側がどう見るのかっていうところ」「被害者の目から見たら、文句してるとかってなったら意味わかんないってなって」と、被疑者の黙秘が被害者への「余計な負担」であり、社会通念上許されない行為であるかのように位置づけている。黙秘権という法的な権利の行使を、道徳的な問題へとすり替えることで、被疑者の社会的孤立感と自責の念を増幅させる戦術である。
- 「身柄拘束の長期化」を武器にした脅迫：「それに付き合う被疑者の人たちの立場に立ったときに、やっぱり身柄拘束が長引いて」「被疑者の負担という意味でいくとねさっき言ったような。身柄、後続が長期化するとか」と繰り返し発言している。これは、被疑者の黙秘が、他の被疑者や関係者の不利益（身柄拘束の長期化）を招いていると示唆し、道義的な責任を負わせることで、「自白すれば皆が救われる」という迎合的な判断を強制しようとするものである。

② 人間関係の操作：擬似的な共感と職業的アイデンティティの攻撃

取調官は、一見対話的、あるいは個人的な見解を述べているように見せかけながら、被疑者の弁護士としてのアイデンティティを揺さぶり、迎合的な関係を築こうと操作している。

- 偽りの共感とプロ意識の共有：「先生はいいですよ。先生は確信犯だから別になんとも思わないんだけど」「この機会に現場の検事の間をそのまま知ってもらえばいいかなっていうぐらいの感じで今喋ってるんだけど」といった発言は、被疑者を「プロ（弁護士）」として対等な立場に祭り上げつつ、検事としての「現場の間」を教示する擬似的な協力関係を演出している。これは、「私はあなたのことを理解している」というメッセージを送り、被疑者の警戒心や防御心を緩めさせるための人間関係の操作である。
- 職業的価値観の非難：被疑者の行動を「明らかなやり過ぎ」「明らかな犯罪行為」と

断罪し、弁護士としての判断を「そんなつまらない話って全然ないと思っでいて」と貶めている。これは、被疑者の職業的な自己評価やアイデンティティを直接的に攻撃し、精神的な圧力をかけることで、自己肯定感を失わせ、尋問者が提供する「正しい物語」へ迎合させることを狙った戦術である。

8. おわりに

以上のように、グッドジョンソンや浜田の研究をはじめとする供述心理学は、これらの非物理的な「圧力」こそが、自白の真実性を歪める最大の要因であると指摘している。

① 供述の自発性の破壊と冤罪リスク

心理的な強制は、身体的な強制と同様に、供述の自発性（Voluntariness）を破壊する。

- 迎合的虚偽自白（Coerced-Compliant False Confessions）の誘発：取調官が身柄拘束の長期化や社会的非難といった「情の圧力」をかけることで、被疑者は「真実を語る」動機よりも、「取調べという苦痛な状況から逃れたい」という離脱の動機を優先するようになる。これにより、無実であっても、迎合的な形で罪を認める供述をしてしまうリスクが極めて高まる。
- 権利の形骸化：黙秘権の行使を「意味がない」あるいは「非倫理的」な行為として位置づけることは、被疑者の持つ権利を形骸化させ、法的な権利行使を道徳的な負い目に置き換える深刻な人権侵害である。

② 認知的歪曲と供述記録の汚染

「情の操作」や「人間関係の操作」は、被疑者の認知的処理能力と記憶を歪める。

- 自己評価の低下と迎合：取調官が被疑者の専門性や行動を非難する圧力は、被疑者に自己不信を抱かせる。特に、長時間の拘束と疲労が加わると、被疑者は自分の記憶や判断よりも、権威ある尋問者の提示する事実を受け入れやすくなる。これは、被疑者が虚偽を自ら信じ込む内在化された虚偽の自白（Coerced-Internalized False Confessions）につながる危険性を内包している。
- 「物語の完結」の強制：浜田は、日本の取調べが「筋の通った完璧な物語」の完成を強要することで、曖昧な記憶の穴を虚偽の情報（尋問者からの示唆）で埋めてしまう圧力を指摘した。本件の尋問者の態度は、「説得していくしかない」と公言する通り、「自白」という特定の結末を持つ物語への完結を強制する強固な意志を示しており、結果として得られた供述は真実の記録ではなく、強制的な対話の産物として汚染されている。

③ 刑事司法制度の公正性への影響

これらの圧力は、個別事件を超えて、刑事司法制度全体の「真実の発見」という根幹的な

役割を揺るがすこととなる。

取調官が自白を「勝利」と見なし、権利の行使を「戦術的な抵抗」として扱う姿勢は、捜査の目的を真実の探求から自白の獲得へとすり替えることになる。これにより、自白後の捜査は自白内容を補強する証拠の収集に集中し、無実を示す証拠が軽視される（確証バイアス）ことになり、冤罪の構造を強固なものにしてしまう。

したがって、このような非物理的な圧力は、被疑者の自由な意思決定権を著しく侵害するものとなる。

<文 献>

Gudjonsson, G. H. (1992). *The Psychology of Interrogations, Confessions and Testimony*. John Wiley & Sons.

Gudjonsson, G. H. (2018). *The Psychology of False Confessions: Forty Years of Science and Practice*. John Wiley & Sons.

浜田寿美男 (1992) 自白の研究 三一書房.

浜田寿美男 (2001). 自白の心理学 岩波書店.

Inbau, F. E., Reid, J. E., Buckley, J. P., & Jayne, B. C. (2013). *Criminal Interrogation and Confessions, Fifth Edition*. Jones & Bartlett Learning.

Kassin, S. M., Drizin, S. A., Grisso, T., Gudjonsson, G. H., Leo, R. A., & Redlich, A. D. (2010). Police-induced confessions: Risk factors and recommendations. *Law and Human Behavior, 34*(1), 3-38.

O'Connell, M. P. (2016). The Reid technique of interrogation: A brief critique. *Police Practice and Research, 17*(5), 458-466.